

阿久根市 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 14 日

阿久根市教育委員会教育長 中 野 正 弘

阿久根市教育委員会規則第 3 号

阿久根市 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿久根市 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 57 年阿久根市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「前条の」を削り、「申請書の」を「当該申請書の」に改める。

第 5 条第 2 項中「前項の」を削る。

第 7 条中「規定による」を「規定により」に改める。

第 8 条の表体育館の項中「午前 8 時から」を「午前 8 時 30 分から」に改める。

第 9 条第 2 項中「前項の休日」を「前項に規定する休日等」に改める。

別記第 1 号様式中「阿久根市教育長 殿」を「（宛先）阿久根市教育委員会」に、「

」を「

」に改める。

別記第 2 号様式中「殿」を「様」に、「阿久根市教育長

」を「阿久根市教育委員会」に改め、同様式備考 3 中「は損」を「破損」に改め、同様式備考 7 中「整理整とん」を「整理整頓」に改める。

別記第 3 号様式中「阿久根市教育長 殿」を「（宛先）阿久

根市教育委員会」に改める。

別記第4号様式中「殿」を「様」に、「阿久根市教育長
印」を「阿久根市教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。